

別紙

諮問第1106号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が○年○月○日（○：○）に110した音声記録と110処理簿」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監（以下「実施機関」という。）が令和5年9月27日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年2月25日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月25日（第201回第三部会）及び同年6月24日（第202回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番音声記録及び110番処理簿について

実施機関によると、110番音声記録は、110番通報入電時の通信指令本部における110番通報受理担当者と通報者とのやり取りの音声記録されたものであり、110番処理簿は、110番通報を受理した通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令した通報内容や、指令を受理した警察署の警察職員が通報先に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されることである。

また、同処理簿は、「入電日時」、「整理番号」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「【事件内容及び犯人人人相等】」、「【訴出人等】」、「【処理てん末状況】」等の欄から構成されている。

実施機関は、「入電事案名」欄には110番通報を受理した警察職員が評価又は判断した事案名が、「処理事案名」欄には通報に基づき行った処理結果から警察職員が評価又は判断した事案名が、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「【事件内容及び犯人人人相等】」、「【訴出人等】」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「【処理てん末状況】」欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名、住所等の情報が、それぞれ記載される旨説明する。

イ 音声記録された電磁的記録の写しの交付の方法について

実施機関における音声記録された電磁的記録の写しの交付の方法は、保有個人情報の開示請求等事務取扱要綱の制定について（令和5年3月31日通達甲（副監．総．文．個）第10号。以下「要綱」という。）第9、1（6）オにより、光ディスクその他の電磁的記録媒体（以下「光ディスク等」という。）に複写したものを交付するものと定められている。また、一部の写しの交付は、不開示情報に係る部分が無録音状態にする等、不開示部分の位置や大きさが判別できるようにし、不開示情報を除いた部分の写しを作成することにより行うこととされている。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「110番音声記録（令和〇年、整理番号：〇月〇日本部〇〇）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報1」とい

う。)及び「110番処理簿(〇〇警察署、令和〇年、整理番号：〇月〇日本部〇〇)」に記録されている情報(以下「本件対象保有個人情報2」という。)である。

実施機関は、上記各対象保有個人情報について、別表に掲げる本件不開示情報1から5までを不開示とする本件部分開示決定を行った。

エ 本件不開示情報の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報1の不開示妥当性について

審査請求人は審査請求書及び反論書において、本件不開示情報1は、審査請求人本人が通報した110番の音声記録であるのに、不開示とされた理由が不明であり、音声記録に残っている電話越しに聞こえる相手方の言葉が開示されなければ、開示請求した目的が達成されないなどと主張する。

これに対し、実施機関は、本件不開示情報1は開示請求者以外の者の言動等が記録された情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号に該当する旨説明する。また、110番通報は、通報者、目撃者その他の関係者(以下「関係者等」という。)との信頼関係に基づいており、本件不開示情報1を開示することによって、関係者等との信頼関係が損なわれ、今後、110番通報を躊躇するなど関係者等からの協力が得られにくくなり、実施機関における通信指令業務及び110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同項7号に該当する旨説明する。

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該情報には、110番通報受理担当者、開示請求者及び開示請求者以外の者の言動が記録されていることが確認された。

審査会が検討するに、本件不開示情報1は110番通報受理担当者及び開示請求者以外の者の言動であり、個人に関する情報で、通報経緯や当該言動前後の状況などから特定の個人を識別することができるものであるから、法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件不開示情報1は法78条1項2号に該当し、同項7号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において、保有個人情報の開示方法に関し

独自の主張をするが、要綱によれば、音声が記録された電磁的記録の写しの交付は、不開示部分が判別できるようにした上で、光ディスク等に複写したものを交付することとされており、実施機関が本件対象保有個人情報1について、本件不開示情報1を無録音状態にした上で、不開示情報を除いた部分の写しを交付したことは、妥当である。

(イ) 本件不開示情報2の不開示妥当性について

本件不開示情報2は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから法78条1項2号本文に該当する。また、実施機関によると、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしておらず、本件不開示情報2は、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであるから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件不開示情報2は法78条1項2号に該当し、同項5号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報3及び4の不開示妥当性について

実施機関は、本件不開示情報3について、110番通報受理担当者が通報内容から専門知識や経験に基づき評価又は判断した情報であって、開示することにより、今後、110番通報受理担当者が開示された場合の影響を懸念して入電事案名の率直な記載を躊躇するなど、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

また、本件不開示情報4について、警察職員の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、開示することにより、今後、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して率直な記載を躊躇するなどの理由から、事案処理に係る正確な事実の把握が困難になるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報3は110番通報を受理した警察職員が評価又は判断した事案名であり、本件不開示情報4は110番通報の現場に臨場

した警察職員が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過又は結果について記載した内容であると認められた。よって、これらの情報を開示することとなると、110 番通報入電時から事案処理終了時までに関係する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、110 番通報に係る現場の状況、警察職員が執った措置、処理てん末等の記載内容を簡略化するなど 110 番処理簿の記載内容が形骸化し、その結果、事案処理に係る正確な事実の把握が困難になり、今後の通信指令業務及び 110 番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 3 及び 4 は、法 78 条 1 項 7 号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報 5 の不開示妥当性について

実施機関は、本件不開示情報 5 について、本件不開示情報 1 と同様の理由から、法 78 条 1 項 2 号及び 7 号に該当する旨説明する。

本件不開示情報 5 を見分したところ、当該情報は、開示請求者以外の個人の住所、生年月日、年齢、電話番号であった。

審査会が検討するに、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、法 78 条 1 項 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書について検討するに、本件においては、開示請求者が 110 番通報した状況及びその内容から、相手方の「職業」、「氏名」及び「性別」は、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められるが、相手方の「住所」、「生年月日」、「年齢」及び「電話番号」は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められない。よって、本件不開示情報 5 は、同号ただし書に該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 5 は法 78 条 1 項 2 号に該当し、同項 7 号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これ

らはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表（本件部分開示決定）

本件対象保有個人情報 1		
本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
1	110 番通報受理担当者及び開示請求者以外の者の言動	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 7 号
本件対象保有個人情報 2		
本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
2	警察職員の氏名	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 5 号
3	「入電事案名」欄に記録されている情報	法 78 条 1 項 7 号
4	・「処理事案名」欄に記録されている情報 ・【処理てん末状況】欄に記録されている情報のうち事案処理に係る評価又は判断に関するもの	法 78 条 1 項 7 号
5	【処理てん末状況】欄に記録されている情報のうち開示請求者以外の個人の住所、生年月日、年齢、電話番号	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 7 号